

資料編

1 会津美里町地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 住み慣れた地域の中で、いつまでも安心して生活できるまちづくりの実現のために、地域住民が、地域福祉推進に関心を持ち積極的に参加していくことを目標としながら、地域の生活課題やそれを解決するために必要なサービスの内容、具体的な方法を明らかにする計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するための調査、検討を行うために、会津美里町地域福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、会津美里町地域福祉計画の策定に向け、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 会津美里町地域福祉計画の素案作成に関すること。
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関すること。
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること。
- (4) 地域福祉に関する活動への住民参加促進に関すること。
- (5) その他会津美里町地域福祉計画策定のために必要なこと。

（構成）

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者で15名以内をもって構成する。

- (1) 地域の代表
- (2) 各種団体の代表
- (3) 福祉施設関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、前項の規定にかかわらず、第2条に規定する当該所掌事務に関する調査、検討が終了したときは解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（資料等の提出等）

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

2 地域福祉計画策定検討委員会委員名簿

| | 所 属 | 委員長 | 副委員長 |
|---------|-----------------------|--------|-----------------------|
| | | 氏 名 | 備 考 |
| 地域の代表 | 自治区長会長 | 上杉 速史 | |
| | 自治区長会副会長 | 安田 辰男 | 金田松夫 (H20.3.31まで) |
| | 老人クラブ連合会長 | 田代 哲男 | |
| | 老人クラブ連合会副会長 | 松本 哲夫 | |
| | 民生児童委員協議会長 | 渋川 和美 | |
| | 民生児童委員協議会副会長 | 大竹 勉 | |
| 各種団体の代表 | 介護保険運営委員協議会 | 横山 一雄 | |
| | 国民健康保険運営協議会長 | 山浦 文夫 | |
| | 身体障害者福祉会会津美里分会長 | 吉原 幸一 | 五十嵐富次 (H20.3.31まで) |
| 福祉施設関係者 | 社会福祉協議会長 | 入江 守夫 | |
| | 会津本郷デイサービスセンター施設長 | 大竹 伸一 | |
| | 特別養護老人ホーム宮川荘介護サービス課長 | 原 敬義 | |
| | 介護老人保健施設グリーンケアハイツ経営理事 | 山内 一枝 | |
| | 授産施設共同作業所 希来里 所長 | 船田 勤 | |
| | 高田幼児保育園長 | 天笠 昌明 | |
| 事務局 | 健康福祉課長 | 川島 忠夫 | |
| | 健康福祉課長補佐 | 佐々木 吉一 | |
| | 社会福祉係長 | 五十嵐 清司 | |

3 計画の策定経過

| 年月日 | 会議等名 | 概要 |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 平成 19 年 1 月 25 日 | 第 1 回策定検討委員会 | 計画概要及び策定スケジュール協議 |
| 平成 19 年 2 月 26 日 | 第 2 回策定検討委員会及び視察研修 | 双葉郡檜葉町を視察 |
| 平成 19 年 10 月 12 日 | 第 3 回策定検討委員会 | アンケート調査内容の協議 |
| 平成 19 年 12 月 17 日 ～ 24 日 | 地域福祉に関するアンケート調査 | 町内 2,000 人 |
| 平成 20 年 2 月 13 日 ～ 20 日 | 地域福祉計画策定のための 地区説明会 | 町内 10カ所で開催 |
| 平成 20 年 3 月 13 日 | 第 4 回策定検討委員会 | アンケート調査集計結果報告 |
| 平成 20 年 3 月 24 日 | 第 5 回策定検討委員会及び視察研修 | 山形県鶴岡市を視察 |
| 平成 20 年 5 月 13 日 | 第 6 回策定検討委員会 | 計画骨子案の協議 |
| 平成 20 年 7 月 28 日 | 第 7 回策定検討委員会 | 計画書素案の協議 |
| 平成 20 年 9 月 1 日 | 第 8 回策定検討委員会 | 計画書素案の協議 |
| 平成 20 年 9 月 29 日 | まちづくり調整会議 | 計画書素案を各課に提示 |
| 平成 20 年 11 月 4 日 ～ 25 日 | 住民座談会 | 町内 30カ所で開催 |
| 平成 20 年 12 月 22 日 | 第 9 回策定検討委員会 | 最終計画書素案の協議 |
| 平成 21 年 1 月 5 日 ～ 2 月 4 日 | パブリックコメントの実施 | ホームページ及び各庁舎等で公開(30日間) |
| 平成 21 年 2 月 16 日 | 課長会議(計画策定庁内会議) | 計画書(案)の協議 |
| 平成 21 年 2 月 25 日 | 町長提出 | |